

# ビットコインをはじめとする「価値記録」への対応に関する 【中間報告】

自民党IT戦略特命委員会 委員長 平井たくや

同 資金決算小委員会 小委員長 福田峰之

2014年6月19日

## ビットコインをはじめとする「価値記録」に対する基本的な考え方

---

- 日本を中心として、インターネット時代における新たなビジネスが沸き起こるためには、自己責任とチャレンジ精神を前提とした枠組み作りが必要となる
- ビットコインをはじめとする「価値記録」のやり取りはビジネスにおける新たなイノベーションを起こす大きな要素となりうる
- 日本が「価値記録」関連のビジネスを世界で最もやり易い国となり、投資と企業を呼び寄せる力をつけていかなければならない
- その為には、「価値記録」の交換を利用者の自己責任に帰す一方で、既存の規制で縛りつけることをできるだけ避けることを前提としたルールを確立することが大切である

# 「価値記録」の定義

これまで「仮想通貨」、「暗号通貨」と呼ばれていたものを、通貨でもなく物でもない、「価値記録」として新たな分類に属するものと定義

## 「価値記録」の定義

### 「価値記録」の定義

- 前払式支払手段(電子マネー)に該当するものは除き、これまで「仮想通貨」、「暗号通貨」と呼ばれていたものを「**価値記録**」(価値を持つ電磁的記録の意)とし、通貨でも物でもない、新たな分類に属するものと定義

※電子マネーは資金決済法の規制を受ける

## 「交換所」・「受付店」の定義

### 「交換所」の定義

- これまで「価値記録」の「取引所」と呼ばれていた、通貨と「価値記録」を交換する場所を「交換所」と定義

### 「受付店」の定義

- 「価値記録」と物・サービスを交換可能な店舗を「受付店」と定義

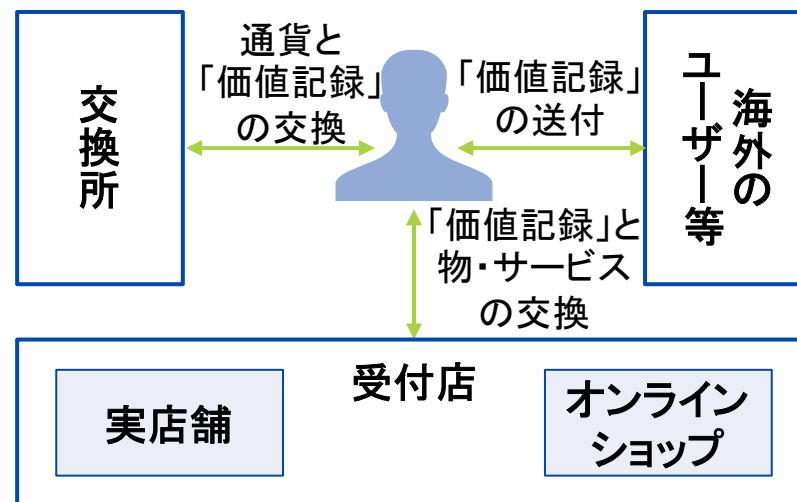
➡ 上記に伴い、今後、「価値記録」においては、以下の用語を使用

### 旧用語

取引、支払  
送金

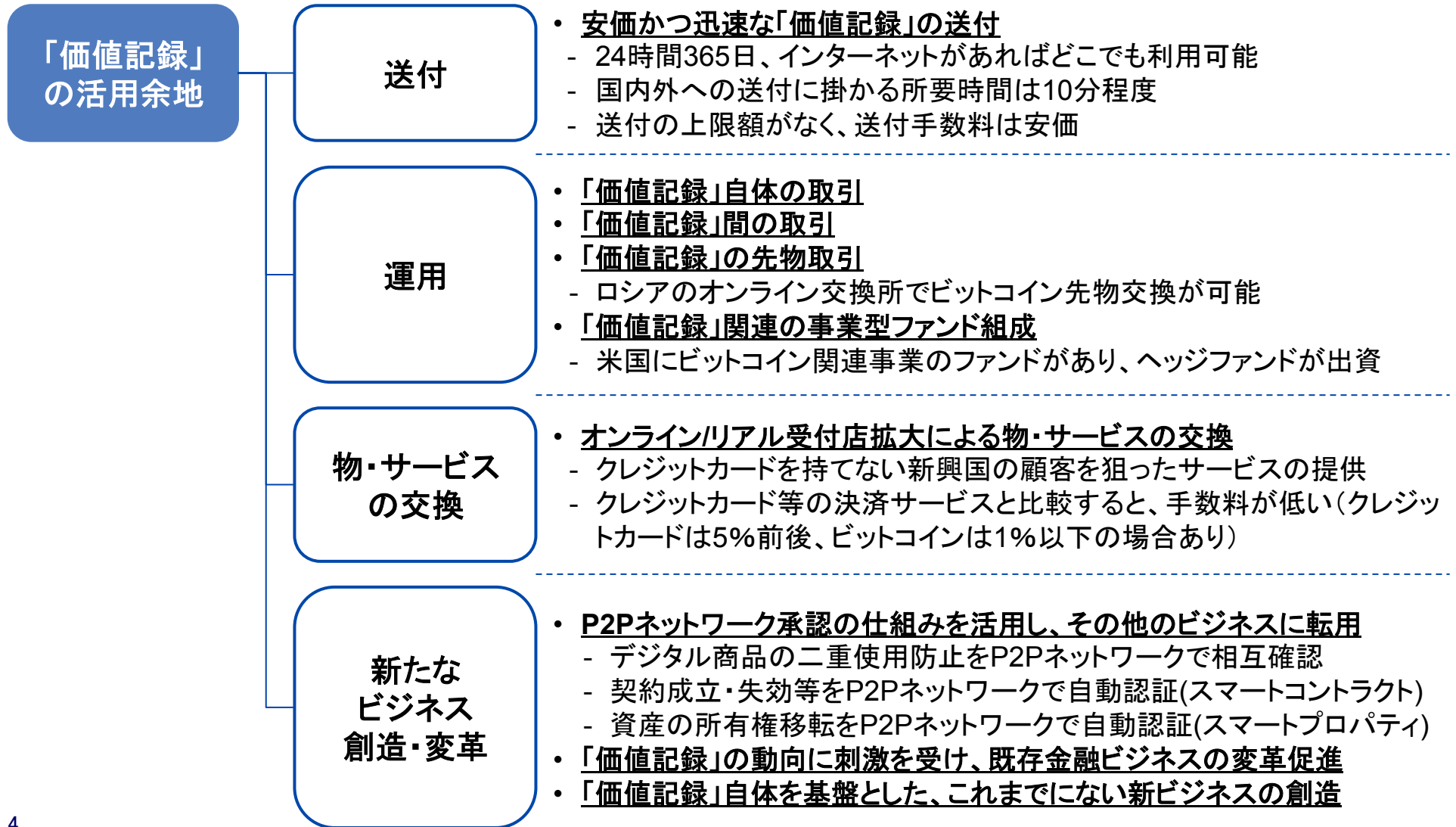
### 新用語

交換  
送付



# 「価値記録」のビジネスへの活用余地

現時点の「価値記録」関連ビジネスの伸張は元より、今後、更にその特徴を生かし、新たなビジネスが創造される可能性大



# 「価値記録」に対する各国の対応状況と我が国の対応

アメリカ・イギリス・ドイツは容認/黙認の立場であり、日本も同様に「自己責任」の原則の下で、「価値記録」の「採掘」、「交換」、「交換所への価値記録・金銭預託」につき、特段の規制をかけない方針

容認	スウェーデン	2014/1	・税法上の扱いを <u>美術品と同じ</u> にする方針	警告	キプロス	2014/2	・中央銀行による <b>警鐘</b>
	シンガポール	2014/1	・売買に対しては <u>物品税7%を課税</u> 、ただし中央銀行は通貨と認めずに利用に対して注意喚起		香港	2014/1	・金融国庫局長官:「詐欺やマネーロンダリング等の不正行為にビットコインを利用する事は既存法律のもと禁止」と <b>警告</b>
	ルウェー	2013/12	・ビットコインを資産として扱い、 <u>資産譲渡益を課税対象</u>		インド	2013/12	・インド中央銀行がビットコインを含むデジタル通貨の利用リスクを <b>警告</b>
	カナダ	2013/11	・ <u>ビットコインと交換した物・サービスの価値のカナダドル相当を収入とみなして課税対象</u>	違法／禁止	ロシア	2014/2	・ロシア検察総長室:「法律はルーブルを唯一の公式通貨と定めており、 <u>ビットコインは違法</u> 」と表明
	ドイツ	2013/8	・ビットコインを「 <u>プライベートマネー</u> 」とみなして課税対象		中国	2013/12	・中国人民銀行:国内の金融機関に <u>ビットコインの取扱を禁止する通達</u> を告示
黙認	イギリス	—	・(態度を明確にしていないが、課税方法を見直す見込み)	ブラジル	2013/10	・ビットコインを含む <u>電子マネーによるオンライン決済にガイドライン</u> を設け、 <b>事実上ビットコインを禁止</b>	
	アメリカ	2014/2 2014/3	・FRBイエレン議長:ビットコインについて「 <u>FRBは監督もしくは規制する権限を持たない</u> 」と発言 ・株や債権と同様に譲渡益に課税する方針	タイ	2013/7	・タイ中央銀行: <u>ビットコインを違法</u> と判断	

# 「価値記録」に対する既存法の適用関係

「価値記録」のような新しい概念に対し、既存法は適用外とする。また、現在の僅少な流通量、自己責任の原則の徹底を考慮すると、現時点での立法は行わない

法律	適用可否	適用可否の理由
出資法 (預り金規制)	×	<ul style="list-style-type: none"><li>交換所が預かる利用者の交換資金は、業務の実態として預金と同様の経済的性質を有しない限りは、「預り金」に該当しない<ul style="list-style-type: none"><li>「預り金」とは、①不特定かつ多数の者が相手であること②金銭の受け入れであること③元本の返還が約されていること④主として預け主の便宜の為に金銭の価額を保管することを目的とするものであること、の4要件すべてに該当するものとされる。交換所が受け取る資金は、交換目的にて預託を受けるものであって、交換所において資金滞留がない場合、「預り金」に該当しない</li></ul></li></ul>
銀行法(為替取引)・ 資金決済法	×	<ul style="list-style-type: none"><li>「価値記録」の送付は為替取引ではなく、適用外<ul style="list-style-type: none"><li>為替取引とは、直接現金を輸送せずに資金移動を代行すること</li><li>為替取引に該当する「資金」の意義は、「金銭および金銭に容易に変わるもの」で「必ず一定の金額に換金されるもの」であり、「価値記録」はこれに該当しない</li></ul></li></ul>
犯罪収益 移転防止法	×	<ul style="list-style-type: none"><li>上記の通り、「価値記録」の送付は為替取引ではなく、かつ、交換所は特定事業者(銀行、資金移動業者、両替商等)にも該当しないため、適用外<ul style="list-style-type: none"><li>「価値記録」のマネーロンダリング、違法取引の例はアメリカではあるが、日本においては事例はないため、今後の金融活動作業部会の議論、「価値記録」の交換実態等を踏まえ、今後の論点として留める(但し、別途本人確認義務を課す)</li></ul></li></ul>

# 「価値記録」に関する業界団体設立・ガイドライン策定

「価値記録」関連ビジネスの振興・課題解決を目的とした業界団体を設立し、当該団体による交換所ガイドライン策定を想定

「価値記録」における考慮点

「価値記録」関連ビジネスの今後の拡大を期待し、規制は限定的

「価値記録」の「採掘」、「交換」、「交換所への価値記録・金銭預託」は自己責任

但し、犯罪捜査における対応を迅速に行うための態勢整備は実施

業界団体設立

交換所ガイドライン策定

届出制

本人確認

情報開示

セキュリティ

「価値記録」に対する方針

- ・ ビジネス振興・課題解決を目的とし「価値記録協会(仮称)」を設立
- ・ 経済産業省、金融庁、消費者庁、警察庁、国税庁等、が相談・助言を適宜実施



- ・ 既存交換所、もしくは、新たに交換所を開設する際は「価値記録協会(仮称)」に届出をすること
- ・ 交換所が利用者口座を開設する際は本人確認を実施すること
- ・ 犯罪捜査等における法令の規定に基づき、交換所は情報開示に協力すること
- ・ 交換所のシステム・セキュリティランクは、P2Pネットワーク内において評価を行うこと

上記方針は、現時点での方針であり、「価値記録」の使用状況、諸外国の対応を踏まえ、必要に応じ見直す

# 「価値記録」に対する課税方針

通貨と「価値記録」の交換、「価値記録」と物・サービスの交換、「価値記録」同士の交換に対しては消費税を課税、また、「価値記録」によるキャピタルゲインに対しても課税

— 「価値記録」に対する課税における考慮点 —

— 「価値記録」に対する課税方針 —

消費税

通貨と「価値記録」、「価値記録」と物・サービスの交換は、消費行為に該当

- 通貨と「価値記録」の交換、「価値記録」と物・サービスの交換、「価値記録」同士の交換に対し消費税を課税(ただし、課税された消費税は、原則として仕入税額控除可)

キャピタルゲイン  
課税

「価値記録」は匿名性が高く、交換が個人間、国内・海外間等で転々と行われるため、動きのモニタリングに難あり

モニタリングするには、交換所に投資が掛かり、交換所の手数料に影響

- 「価値記録」によるキャピタルゲインは課税とするが、交換所のモニタリングの為にシステム投資を求めない

上記方針は、現時点での方針であり、「価値記録」の使用状況、諸外国の対応を踏まえ、必要に応じ見直す